



平成24年12月21日
海事局安全基準課

「第1回 沿海区域の一部拡大に関する検討会」の結果概要について

標記検討会を下記のとおり開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1. 日時及び場所

平成24年12月19日(水) 10:00 ~ 11:05
中央合同庁舎第2号館15階 海事局会議室

2. 委員名簿 別紙のとおり

3. 検討会の概要

(1) 委員長の選任

本検討会の委員長に小瀬委員が全会一致で選任された。

(2) 議事概要

- ・ 検討会の開催趣旨、内航船の航行区域と安全基準、過去の航行区域見直しの概要等について事務局より説明があり、本検討会の開催理由について、平成23年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、政府の規制・制度改革の一環として、沿海区域の一部拡大について検討を進めることとされたことから、本検討会を設置し検討を行うものである旨示された。
- ・ 検討の基本方針として、①従来の沿海区域の原則を維持すること、②一部拡大する水域は、現状の安全基準、配乗基準で航行可能な限定された水域とすること、③凹入部の直航化、輻輳状態の緩和、季節風等の影響による海象条件の厳しい海域の回避の容易化等が可能な水域について検討を行うこと、とすることとした。
- ・ 一部拡大する海域の範囲の指針について、平成8年の沿海区域の一部拡大時に用いた指針（①気象・海象条件が既存の沿海区域と同程度であること、②陸岸から30海里以内であること、③避難港（国際拠点港湾又は重要港湾）から50海里以内であること）を用いることとした。
- ・ 検討海域について、内航事業者等の要望を踏まえた検討海域案が事務局より

示され、検討の結果、尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛島沖及び金沢沖の5海域を検討海域とすることとした。

- ・次回検討会において、各検討海域における、気象・海象条件、海難事故発生状況等の調査結果を基に、基本方針に合致し安全性が確保されるかどうかについて検討することとした。

(3) 今後の予定

平成25年2月上旬に第2回検討会を開催する予定。

以 上

【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全基準課 高嶺、蛸原

TEL : 03-5253-8111 (内線 43922、43936)

03-5253-8636 (直通)

FAX : 03-5253-1644